

平成15年9月12日(金)

| | |
|--------|--------|
| ○ 開 会 | 10時00分 |
| ○ 企画局 | |
| ○ 職員紹介 | |
| ○ 議案説明 | 10時02分 |
| ○ 質 問 | 10時08分 |

問 姫路市土地開発公社が土地を先行取得しているが、土地開発公社は事業計画に基づいて将来施行が予想される事業の用地を先行取得するという目的が大きいと思う。土地開発公社は当該土地以外にも多数の土地を取得していると思うが、なぜこの土地だけを金利がかかるという理由で買い戻すのか。

答 まず土地開発公社についてはお示しのように先行取得がひとつの使命である。将来的に市の事業用地として事業化するまでの間先行取得しておいて、事業化の計画にのせて将来買い戻すというのがルールになっている。この土地は中心市街地活性化に資する土地に整備する目的がある。その中でどのようなものにするかというランドデザインをこれから検討しようということである。

問 基本計画や実施計画が策定された時に土地を買い戻すというのが一般的ではないのか。金利はまさに市民の負担になるのでいつまでも継続すべき問題ではないと思うが、当該土地だけを買い戻すということではよいのか疑問がある。

答 今回は利子について、今のまま公社においておくほうがいいのか、買い戻すほうがいいのか計算した上でのごことである。

問 現在土地開発公社から都市整備公社に無償で土地を貸しているが、市が買い取った後には都市整備公社との契約はどうなるのか。

答 市が買い戻した後も無償で貸しつけていきたいと考えている。

問 民間との間では賃貸料をとっているのに、都市整備公社は同じ行政の中だという理由で無償貸付というのは疑問があると思うがどうか。

答 使用料相当額は都市整備公社から寄付金として受けている。公から公に貸すケースとして無償にしたいと思う。ただ、寄付金については当該土地の分は別経理にして管理してほしいと思う。

要 望 高い税金を使って買い取るわけなので、寄付金としてではなく雑収入として入れるべきだと思う。使用料の形で取り扱ってほしい。

問 取得価格の財源の内訳を説明してほしいがどうか。

答 基金の取り崩しが80億円、地域総合整備事業債が16億9,500万円、一般財源が5億6,500万円となっている。

問 地域総合整備事業債が使えなくなるが、その財源はどうするのか。

答 総務局が予算編成事務を行っているので調整することになる。

要 望 企画局では財源の組み替えについての話はできないし、基金取り崩しにより減った分を積み立てるかどうかも答弁できない。総務局を呼んで議論したい。

委員長 総務局に入ってもらってこの質問に答弁してもらおう。

○ 総務局入室

問 地域総合整備事業債の分の財源はどうするのか。

答 一般財源で充てたい。

問 基金を80億円取り崩すと、他の事業に使う分が少なくなってしまうので取り崩した分については積み立てなければならないと思うがどうか。

答 21世紀都市創造基金は平成15年度分に積み立てた15億円を合わせて141億円になる。80億円取り崩すと61億円が基金として残る。年度中であるので本年度中に積み立てを上積みできるかどうかというのは具体的な数字を挙げて議論するのは難しい。

- 問 一般財源から充てて他の事業に影響を及ぼさないのか。
答 影響を及ぼさない。
- 問 基金を取り崩したことにより、今後いろいろな事業を行うに当たって資金不足に陥らないように積み立てをしていくべきだと思うがどうか。
答 具体的な数字については言えないが、できる限り多く基金を積んでいきたいと考えている。
- 総務局退室
問 財源組み替えについては年度末近くにとということなのか。
答 そうなると思う。年度末に全市の財政状況を見ながら、決算見込みを見て大きく変化しているところについては今までの経験上、財源更正・減額補正をしているのでその事務に乗せたい。
- 問 なぜ当該土地だけ買い取るのかという話について、今回買い戻しをしようとしている土地は区画整理事業で土地開発公社に先行取得させ、仮換地も済んだので区画整理事業としての目的を達成しており、そのため買い戻すということではないのか。その土地にたまたま多目的ドーム系ホールの計画があっただけだと理解していいのか。
答 基本的にはそのとおりである。市が主体となって行っている区画整理事業であり、土地開発公社の事業ではないので、当然市が買い取ることになる。事業目的としても駅周辺の整備事業用地として買い取ることになる。
- 終了 1 1 時 2 0 分
○ 総務局 1 1 時 2 4 分
○ 前回の委員長報告に対する回答
・ 契約議案に係る入札経過の表記について
委員会での議案審査時に入札経過も記載した参考資料を提出されたいという要望があり、入札参加者名及び入札金額、予定価格、落札率等を記載した書類を委員会資料の一部として提出することとし、各局に指示している。
- 職員紹介
○ 議案説明 1 1 時 2 6 分
○ 質 問 1 1 時 4 3 分
問 議案第 1 0 7 号の改正は実状に合わせた改正ということであるが、何か齟齬があったのか、または別の規定に基づいて改正するのか。
答 日程の短縮等によって経費を削減できるということもあり、条例では明記していないが航空運賃を支給するという実例はあった。この際条例で明記しておくことになっただけである。
- 問 土地開発公社で一般会計と特別会計の合計でいくらの利息となっているのか。
答 約 6 億円程度である。
- 終了
○ 休憩 1 2 時 0 4 分
○ 再開 1 3 時 0 0 分
○ 産業局
○ 職員紹介
○ 議案説明 1 3 時 0 4 分
○ 質 問 1 3 時 1 0 分
問 議案第 1 1 1 号と議案第 1 1 2 号で落札率が大きく差がある。契約内容が違うため単純には比較できないが、どのような方法で入札を行っているのか。
答 予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上のものについては低入札価格調査制度で最低制限価格を設けずに入札に付している。今回の議案については 2 件とも最低制限価格を設けずを実施した入札である。その際、一定の基準価格を設けてそれ以下の価格をつ

けているものに対しては調査することになっている。議案第111号については基準価格を下回っているため調査を行った。議案第112号については基準価格を下回っていないため最低価格を提示した者と契約している。

問
答

公共工事の入札予定価格の積算基準が高すぎるのではないのか。

国土交通省が定めている積算方法、積算単価表に基づいている。ルールで定められたやり方で積算した結果が予定価格として出てきている数字である。これを変えようとすると根本の仕組みを変えてもらわないとできない。

問

定められた方法でやっているので当局でどうこうできる問題ではないのかもしれないが、この積算方法では高すぎるという疑問はないのか。

答

全て正規のルートで調達する場合の予定価格である。企業によっては資材のストックが使えるとか、輸送費が安くあげられるとか、個別に有利な条件をもっているのかもしれない。低い価格を提示したのは個々の企業が特殊な事情をもっていたと言うことだと思っている。

問

16か所の処理施設全てで同じ機種を使ったほうが管理コストが安くいいのではないのか。

答

その時その時の最新の処理方法を採用している。確かに同じ方法で作るとその後の管理が安くなると思うが一番環境に負荷がかからない方式にしている。

問

議案外で市場の土地のことが挙げたが、市場は現在の場所で整備するのがいいのか、それとも広い土地に移転して整備するのがいいかを考えなければならないと思うがどうか。

答

今の整備計画上では現在地で整備をはかって機能を拡充するという位置付けであるので、借地については解消していく方向になっている。

要 望

市場の土地を買う場合、今の賃料から固定資産税等を引いた額の何年分に相当するのか、次回の委員会で資料を提出して欲しい。

問

市場のここ10年程の売上状況の推移を教えてくださいがどうか。

答

後日資料を提出する。

○

終 了

13時40分

○

消防局

13時43分

○

前回の委員長報告等に対する回答

・消防活動時の安全性について

事故防止のために、火災現場における危険要因を具体的に示すとともに、事故を回避するためにどのような行動をとるべきかということ、また指揮者の指揮活動も含めた安全管理マニュアルを現在作成しているところである。年内を目途に作成したい。

・山陽自動車道での事故現場に、通報の聞き違いにより到着が遅れたことについて

あってはならないことなので、今後二度とこのようなことのないよう万全の注意をもって受信するよう徹底して指導した。

○

議案説明

13時45分

○

質 問

13時47分

問

このところ愛知県の新日鉄、栃木県のブリヂストンで爆発や大火災が相次いだ。このような大企業での火災は、ちょっとしたことでは報告しないと聞いているが姫路ではどうなっているのか。

答

徹底して指導しており、何か異状があれば直ちに通報するホットラインを設けており万全の体制である。

問

大企業でも許可なく焼却するということがあった。火災・爆発に備えて監督・指導して欲しい。

答

他都市で事故があれば類似施設がないか直ちに調査している。新日鉄の爆発が起こった際にも姫路では十分指導した。最近大きな事故が起こっているが、今度とも十分

- に指導、調査していこうと思っている。
- 終 了 13時50分
- 意見とりまとめ 13時51分
- (1)議案について
議案第72号、議案第102号、議案第107号、議案第108号、議案第110号について、全会一致で可決すべきものと決定。
議案第111号、議案第112号について、全会一致で同意すべきものと決定。
- (2)請願審査について
請願第6号については、賛成少数で不採択すべきものと決定。
- (3)閉会中継続審査について
別紙のとおり継続すべきものと決定。
- (4)委員長報告について
正副委員長に一任。
- 散 会 14時00分